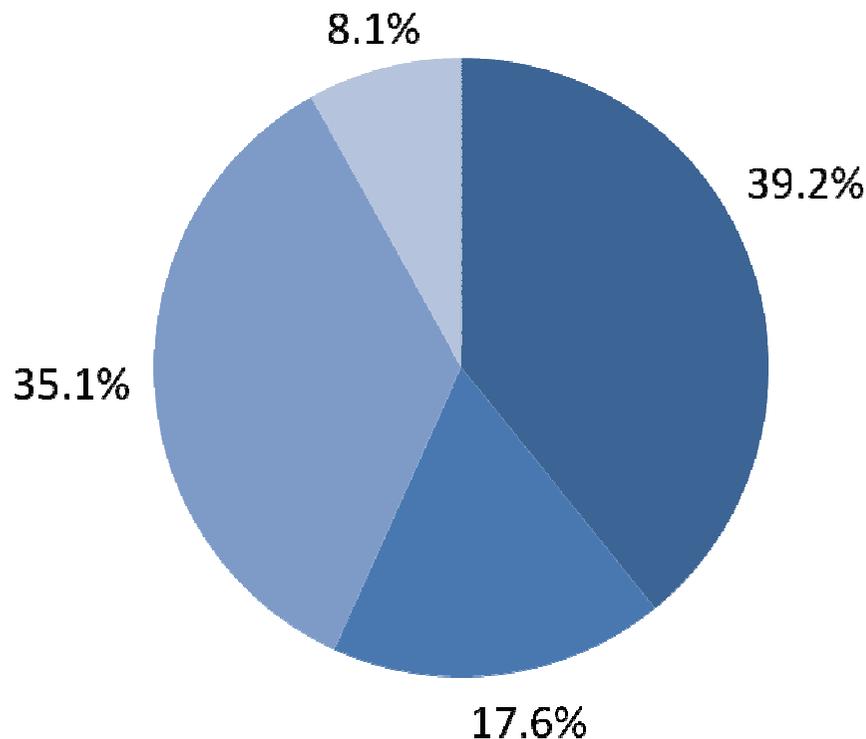


(2)小規模多機能型居宅介護の報酬構造について

小規模多機能型居宅介護の介護報酬は、要介護度ごとの月単位の包括報酬となっており、解釈通知上は週4回以上のサービスを提供することになっています。しかし、実際は月平均10回程度のサービス提供に止まっている事業者もあり、必要な回数のサービスが提供できていないという意見があります。このことについてどのように考えますか。

(1つだけ選択)

- ア. 「通い」、「泊まり」、「訪問」ごとに日数単位により報酬を算定できるようにする方がよい。
- イ. 介護予防訪問介護のように、「通い」、「泊まり」、「訪問」ごとに月を単位として回数により報酬を設定する方がよい。
- ウ. 現行のままでよい(事業者に対する指導により対処すべき)。
- エ. その他



回答結果

回答総数:74市

各選択肢の回答数と回答比率

ア:29市 ⇒ 39.2%

イ:13市 ⇒ 17.6%

ウ:26市 ⇒ 35.1%

エ:6市 ⇒ 8.1%